

◆ 別海町総合庁舎『大会議室』を一般開放しています ◆

1. 一般開放の対象となる会議

別海町内の文化団体、スポーツ団体、町内会、福祉団体及び産業団体等が開催する会議等（サークル活動含む）で町長が認めたもの。

2. 一般開放の対象外となる会議

- （１）政治活動や宗教活動を目的とする会議等
- （２）営業活動や営利を目的とする会議等

3. 一般開放の時間

役場閉庁時の町で使用しない時間帯

- ・月曜日から金曜日 午後 7 時から午後 10 時まで
- ・土曜日、日曜日および祝日 午前 9 時から午後 10 時まで



4. 遵守事項

- ・会議室は禁酒、禁煙です。
- ・使用した備品は元にあった場所に戻し、破損または汚損した場合は速やかに警備員に報告してください。
- ・使用中に出たゴミは、各自ゴミ袋を準備しお持ち帰りいただくようお願いいたします。

5. 申込期限等

使用日の 2 週間前までに申し込みください。

注）申込後、急遽、町で「大会議室」を使用するときは日程調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 申込方法

- （１）別海町役場 総務部総務防災・基地対策課 総務行政担当（本庁舎 2 階）で申込みをする。
- （２）別海町 HP から申込書をダウンロードし、直接総務課総務行政担当に提出する、または下記番号に FAX を送信する。

注）使用を希望する日にすでに別の申込みが入っている場合がありますので、お申し込みの際は、事前に下記の連絡先までご連絡ください。

■ お問い合わせ ■

別海町役場 総務部総務防災・基地対策課 総務行政担当

TEL：0153-75-2111（内線 2111／2112／2113）

FAX：0153-75-0371